

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書の一部を変更する覚書

福岡県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成24年4月2日付けで交換した原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書（以下「原覚書」という。）の一部を変更する覚書を次のとおり交換する。

原覚書の一部を次のように変更する

第1項(3)に「リ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、同法第43条の3の8第4項に規定する変更 変更の都度」を追加する。

第1項(4)イ中「第23条第2項第5号」を「第43条の3の5第2項第5号」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「第26条第1項」を「第43条の3の8第1項」に改める。

この覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成25年 7月 8日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 小 川 洋

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜 生 道 明